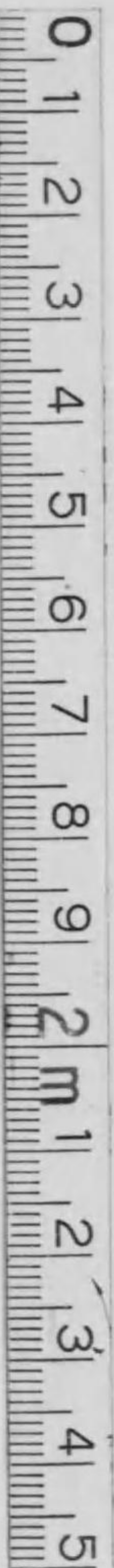


上海視察報告

14.21

343



始



1424  
243

上海視察報告

岡山縣果物同業組合

# 上海視察報告

## 沿革

上海は支那南北及中央諸洲との商業の中心地で、上流には南京、漢口、武昌を控へ長江沿岸の物資の集散場である、東方亞細亞に於ける通商上樞要の市場である其歴史に上るに至つたのは十世紀の末で碑の傳ふる處では上海の起原は紀元前二四九年蘇洲河上流貳拾哩のツアンリン港が蘇洲水路の要港であつた頃に己に其名を顯はし後蘇洲河の流域が漸次縮少した爲めに征關を此上海に移したのが紀の末で其後一世紀半を経て漸次人口蕃殖し旺盛となり一、三六六年に至つて一つの縣地となつたのである、著しき繁華を呈するに至つたのは其後四五十年を経過してからのことである。

十四世紀の中頃より十七世紀の中頃迄で常に日本の侵略を被つて十六世紀の中頃城壁を築いたのが全く日本人の侵略を防禦せんが爲めで上海の風俗、人情が輕佻浮薄となり道義地を著らざるものも、侵略の時よりのことであると傳へられて居る。

上海が歐洲に知られたのは英國が一八三二年二月通商開始の目的を以て軍艦ロードアムヘルスト號を廣東以北に派遣した時からである、其時上海で搭乗の宣教師及東印度會社員リンドセイ氏は英清通商を提議したが知縣及道台は頑然之れを拒絶し漸くリンドセイの請を容れて絹布類數百弗の買入を許

大正 拾 二 年 九 月 三 日  
内 交

可したこれが上海に於ける外國取引の濫觴だと傳へられて居る、當時でも出入の船舶は四百噸級の一日四百艘以上もあつたと云ふことである。

英國は終に武力に訴へて上海其他の諸港を開港せしむるの方針を採り一千八百三十二年五月水師提督パッカーの指揮せる軍隊を以て廣東以東の沿岸諸港を陥落し六月吳淞及上海を占領し居留地の位置を撰定し更に進んで鎮江を陥落した、此報北京に達するや時の政府は大に驚き俄に大臣を南京に派し終に上海、寧波、福州、厦門、仙頭の五港を開港するの假條約を締結し續いて批准するに至つた。

一千八百四十三年十一月在留英國領事アルプアー氏は區域を定めて上海を開き互市場となすべき旨を公布した、其後英國商人の渡來多く更らに其地城を擴張し居留地を永代借地法として支那政府に地租を納むることに決定した、今のマント路地價は當時每畝五六文であつたが後八千兩乃至一萬二千兩になり今日では幾何の高價を拂ふも手に入らぬと云ふ状態になつたのである、一千八百四十八年には佛國は領事館を開き佛租界を得るに至り漸次發展し一千八百五十二年の貿易額は鴉片を除き一、五〇〇萬弗に達した、教會も建築され銀行割引業も開始され續いて一千八百六十一年には長江沿岸の諸港開かれ上海の商業は一大進歩をなしたのである。

漸く發展の域に進まんとしたる上海は一千八百五十三年の長髮賊及太平賊の亂起り其混亂渦中に陥り清國政府には平定の實力なく知縣は討死し税關は掠奪され道台は居留地に逃れ人心胸々として商業

取引は中止の姿となり一千八百六十三年彼のゴルドン將軍の蘇洲城陥落迄十年間凡ての施設經營は破壊され大打撃を蒙つたのであつたが賊亂平定後熱心に英佛租界内行政の刷新を計り各般施設の改良を劃策し多年の懸案であつた租界章程の協商に努め終に其協定と見在留外國人の租界内に於ける永代借地權取得の自由を承認され公民會を開き市參事會員の選舉をなし英米租界を合併して共同租界とし何れの外國人にも同等の權利を附與した、其結果居留民著しく増加し従つて租界内には家屋の建築盛んに行はれ警察の施設や、整頓すると同時に瓦斯は引用され海陸電線は架設され電話電燈は輸入され商業頓に發達し終に水道布設、病院の設立を見るに至り衛生状態も略々完全になつた、斯の如くして商業は漸次發展し四層樓、五層樓の大建築物で市街をなし河岸通りは幾千噸の巨船碇泊し其般振なる東洋第一と稱せらるる今日の上海となつたのである。

## 地域

上海の地域は共同租界、法租界、租界外の三區劃に別たれて居る。

共同租界は一八六三年英租界と米租界を合併して共同租界としたもので其區域は北蘇洲河より南洋涇濱口に至り東黃浦口より西五聖廟に至る面積八平方哩余坪數六百八十壹萬三百十二坪である上海に於ける最も廣潤なるもので最も重要な地域である在留日本人は多く共同租界に居住して居る、法租界

は佛國の專管居留地で共同租界と租界外との中間區域である其行政も全く獨立して佛國領事の管下に屬して居る、租界外と稱するは法租界の南方舊上海市で、支配權は支那政府の手にある舊市街である。

四

### 戸數及人口

共同租界内の戸數人口は出入頻繁にして容易に正確の數を知り難いが今工部局の調査によれば支那人家屋三千三百四十五外人家屋五万三千二百三十二總計五万六千五百七十七戸人口五十万五千七百七十である更らに日本領事館の調査によれば大正貳年六月末現在左の通りである。

日本人	九、五二四	英人	四、四六五
白耳義人	一、四九五	米人	九四〇
獨乙人	八一	佛人	三三〇
露人	三一七	西班牙人	一四〇
伊太利人	一一〇	丁林人	一一三
埃、匈人	一〇二	諾威人	八六
土耳其人	八三	支那人	四八八、〇〇五
合計	五〇七、四五四		

### 行政状態

上海の行政は共同租界、佛租界、租界外共に各自獨立の行政權の下にあるのである、其梗概を説明すれば下の通りである

#### 一、共同租界の行政

共同租界内は舊英米租界を合併したるもので上海の最も重要なる地域である租界内の一切の行政は支那條約國若は其條約國大多數の共同管理に屬し事實に於ては上海駐在各國領事の組織せる領事團の監督の下に最も完全なる自治行政が施行せられてをる、租界内に於ける秩序を維持し福利を増進する一切の施設計畫は市參事會（通稱工部局 Municipal Councilors）に於て劃策せらるゝのである、其大體方針及豫算に就ては納稅者會議（Rate-Payer's Meeting）の議決を経たる上監督官たる領事團の準許を得て工部局吏員實施の任に當るのである共同租界内の在留者は毎年評定價格五百兩以上の家賃を支拂ふもの及び價格五百兩以上の土地の所有者で土地稅、家屋稅又は土地稅、家屋稅を併せて年稅十兩以上を納付する外國人は國籍の何れなるを問はず公民（Rate-Payers）と稱して納稅者會議員たるの權利及市參事會員（Municipal Councilor）を選擧する權利を有するのである納稅者は毎年一二兩月中各國領事團の指定する期日に通常會を開き市參事會員の選擧、豫算の議定及決算の承認をなすのである其決議

五

事項は領事團の准許を得たる後全居留民に對して効力を有するのである、參事會は納稅者會議に於て選舉されたる八名の議員で組織され任期は一ヶ年である其資格は共同租界内に居住する男子で地稅若干は家屋稅又は土地稅及家屋稅を併せて年額五十兩以上を納付する者及評價額家賃千貳百兩以上を納付するものに限られて居る、居留地參事會は納稅者會議の議決したる豫算に基き一切の施設取締をなす執行機關である、參事會は徵稅、警察、衛生、教育、義勇隊、消防、土木等の事務を處辨し、外に道路其他公用地に關する一切の事務を辦する爲めに三名の土地委員を設けてある故に共同租界の行政機關は八名の參事會員及三名の土地委員よりなる參事會(工部局)である工部局の事業經營に要する毎年の經費は凡て居留民の負担である其稅目は地租及家屋稅、埠頭稅、營業免許稅、屠場料、市場貸下料、工事造作許可料等に課せられざる工部局一九一三年の歲計は經常臨時を併せて參百五十萬兩余である

### 二、佛租界の行政

佛國專管居留地内に於ける行政は共同租界と大差なく行政監督官は佛國領事で居留地會は同租界内に三ヶ年以上在留する佛人及外人にて租界内に土地を所有し每一千法以上を納稅し且つ一ヶ年四千法以上の收入を有するもので組織されて居る、居留地會は在留佛人四名及外人四名計八名の市參事會員を選擧し一般の行政を一任して居る、市參事會は大体的方針劃策及總豫算と共に居留地會の議決を経て佛國總領事の准許を得たる後公部局に於て實施の任にあたるのである、公部局の經營する事業は收

支豫算の編成、徵稅、財産の管理及賣買、土木に關する劃策經營、衛生、公用徵發、市内取締、其他佛國總領事の特に居留地會に附議したる權限等で大体は共同租界のものと相違はない。

### 三、租界外の行政

租界外の行政は支那官憲の主管する所で上海に於ける重なる支那官憲は左の如くである。

#### 一、中央政府の直轄に屬するもの

上海鎮守使 中央政府の委任により上海に於ける軍務一切を掌る

江蘇水陸警察督辦 中央政府委任によりて江蘇全省水陸警察事務を主管す

駐滬海軍司令部 海軍部の委任により軍艦を統率す

上海觀察使兼交涉使 一般民政を管理するの他外交部の委任によりて外國領事との交渉事務を處辨す

#### 二、地方官廳の管轄に屬するもの

上海審判廳 江蘇高等審判廳の委託により民事訴訟事務を管理す

檢察廳 江蘇高等檢察廳の委任により刑事訴訟事務を管理す

上海縣及寶山縣知事 江蘇民政長の委任によりて戶籍、土地、學事、徵稅及一般地方行政事務を管理す

以上の如く地方の安寧及秩序の保持并に對外事務に關しては中央政府の直轄に屬し一般行政及司法事務に就いては地方官廳の委任に依るのである、なほ其自治行政に關しては租界内の規則を模倣し而市政廳、北市政廳などあるが到底租界内の如く充分なる權力を有して居らぬ不完全のものである。

純正なる意義に於ては或は行政と稱することは出來ぬが租界内に於ける司法事務については領事裁判及會審裁判との二になつてをる、被害者が外國人である場合は條約上の治外法權によりて其所屬國領事の領事裁判所に於て審理處決するのであるが被害者が支那人である場合は其利害關係を有する所屬國領事館員と支那會審官と共に會同審理する制度である、會審衙門は共同租界及佛租界の兩所にある。

訴訟事件にあらざる外國對支那官憲の交渉事件は外國領事と交渉使と交渉談判するまた各國共通の重大事件は領事團の決議により首席領事より交渉するのである。

租界内外に於ける一般行政の大要は以上の如くであるが更らに在留日本人のみの自治團體として組織されたる上海居留民團と云ふものがある民團行政委員十五名を選舉して帝國領事監督の下に本邦人に關する教育、衛生、救助、墓地、義勇隊及徵稅等の事務を處理せしめて居る、要するに上海に在留する日本臣民は特に施行地を日本國內に規定せられざる日本法令の支配を受くべきは勿論其他日清通商航海條約に約訂せる一切の權利を享有すると同時に又義務を負担し居留民規則は勿論日本居留民團法に

より納稅の義務をも負担し且つ領事館の發布する館令の支配を受け尚ほ條約上に規定以外でも特に帝國政府又は領事にて實施に承認を與へたる支那側の提議にも服従せねばならぬのである。

## 交通聯絡

附 神戸、上海間生果運賃

陸上交通機關

市内は人力車、馬車、自働車の外上海電車公司の經營にかかる電車がある現在の總哩數十九哩、資本金參百貳拾萬圓一日の收入銅貨三千弗と云ふことで車内清潔、賃金頗る低廉である、

市外は滬滬鐵道、滬甯鐵道、滬杭鐵道布設されて居る滬滬鐵道は上海より吳淞に至るもので延長十里、英人管理の下に經營されて居る、滬甯鐵道は露國の南清鐵道、獨國の山東鐵道に對し利益均霑の性質を以て英國の布設權を獲得したる線路であるが後利權回收熱の旺盛なりし時季に於て再び清國政府に其權利を回收して布設されたのである其延長は上海、南京間百九十三哩で英人管理の下にある、南京よりは漢口方面に到る線と北京に到る線と分岐して上海北京間は僅かに二晝夜の行程である滬杭鐵道も英國の布設權を有したるものなるも後清國政府に回收し支那人管理の下に經營されて居る、上海、杭州間百十四哩は蘇省鐵路公司、滬江鐵路公司兩會社の所有である、

水上聯絡

北支那

十

上海大連間、海路四五〇浬南滿鐵道會社の聯絡線一週二回の定期航海がある

上海天津間、海路七三一浬招商局、怡和洋行、美最洋行、太古洋行等の經營にかゝる定期船がある

上海、芝罘、營口間、海路五二四浬招商局郵船

上海仁川間、太古洋行郵船

上海膠洲間、海路三三五浬は中國商業輪船公司の郵船の出帆がある

南支那

上海廣州(廣東)香港間

上海福州間、海路三七一浬

上海廈門、汕頭間、海路六八六浬

上海寧波、温州間は何れも招商局郵船の定期出帆がある、

長江

上海漢口間、水路六〇二浬は日清郵船會社(日)招商局、太古洋行(英)怡和洋行(英)東方郵船會社(佛)美最洋行(獨)の定期郵船の出帆がある上海漢口間四晝夜の航海で通洲、張黃港、江陰、天星橋、鎮江、儀徵、東京、蕪湖、大通、安慶、九江、武昌、黃石港、黃洲等へ寄港するのである、

外洋

西は歐洲、印度より東は米國、日本に到る諸港及露領諸港斯德蘭間の航路は各郵船會社によりて完全に聯絡されておる、東洋に航路を有する世界各國の郵船會社の社船にして上海に寄港せざるものは稀れなのである船舶の出入の多き外國諸港との聯絡の便利なる東洋に於て他に其比を見ざる程である今更らに本邦上海間の聯絡并に通信機關の状態を精細に述べれば左の通である

上海、下關間の航路は僅かに二晝夜弱長崎經由で二晝三夜で到着するのである航海は日本郵船會社の横濱上海間定期船一週二回大阪上海間一回及米國航路船月二回歐洲航路船一回の寄港があるの外太平洋汽船、獨逸郵船、佛國郵船、東洋汽船の各社船の寄港が頗繁で隔日又は三日目には必ず便船がある極めて敏繁なるものである、輸送運賃は青物類一噸五圓即ち石油箱一箱二才として一個貳拾五錢に過ぎぬも外に積卸手数料を要するが之は少額のもので通關手数料は船荷証券一枚に付壹圓五拾錢を徴せらるゝ規定であるから餘り少數の荷物は荷主の損である少なくとも半噸以上即ち石油箱拾箱以上を出荷するのが利益である

郵便は上海に於ける日本郵便物は日本政府の郵便局所で取扱はれるので内地同様の料金でよい内地の到達時日は郵船の便船都合で四日乃至五日目に到着するのである  
爲替、小包も日本同様日本郵便局で取扱はれて居る爲替相場は無論上海に於ける日々々の相場によりて



高低かあるのである毎日郵便局に揭示してある此の郵便局の取扱爲替相場か上海の一般両替相場の標準價格となつて居る又郵便振替も實施され(振替管理局は九州福岡である)なほ送金は横濱正金銀行の支店もありて迅速便利に取扱はれて居る、本邦上海間の電信は夙に帝國政府に於て其必要を認め種々現在の經營會社並に支那政府に交渉を重ね漸く附設權を獲得し長崎上海間を帝國政府の手で附設することとなつた目下工事中である此頃新聞紙の報する處では本年九月中には竣功する豫定との事である成功の上は料金も輕減され便宜を得るであらうが現在の電信線は大北電信會社の所有で従つて其料金も頗る不廉である

日本への電報料金は羅馬綴にて十五文字迄(暗語文字は五文字迄)一語三十五仙、一語のは *Submissio*、*fujiyonghi* の語で若しスイミットが、ごかセイヨウナシを、ごかすれば文字數十五文字以下なるも二語となり *Kane Iru Okure* は三語となるのである

### 税 關

#### 附 生 果 輸 入 税

支那舊來の税關を舊關又は常關と稱ひ地方に在つては之を下と言つて居る革命以前の清朝時代は税關一種の受負營業に属して地方地方を劃し其一ヶ年の收入金額を定めて受合はしめ若し其收入が其受負額に満たざる時は其受負者の損失に歸したものであつた、古い事であるが劉坤一が税關長を代理

する事僅々六ヶ月で十數萬兩を益したと云ふ事である今は稅務局となつて居る一八一二年清朝が外國に通商港を開き關稅を設けしを以て舊來の稅關に對し之れを新關と稱するに至つた、上海の稅關は長髮賊の變亂に際し其制度大に亂れ四分五裂の有様となりし故一八五四年英米佛三國領事支那官吏と相謀り關制の統一を計る爲め外人管理の下に置かしめた、是れ上海稅關外人管理の起原である一八六一年エチ、エス、レイ氏上海稅關長に任せられ後三年にして退職後彼の支那の恩人ロバートハート氏其職を繼いだのであつた、現今の稅關長エチ、エフ、イリール氏で以下勤務する外人一五七人の多きに及んで其内に日本人も十一名居る今の稅關の位置は一八五〇年の始め居留地内に移したるもので東門外にありし舊關に對し江海關と言ひ舊關を江南關と稱し居る

#### 輸入税

##### 果實、核子及種子

但、罐詰のもの及玻璃壺、壺、ボール函又は木函に貯藏したるものを除く

- 一、レモン 千斤 ○、四〇〇
- 二、乾葡萄及乾カラランツ 一擔 ○、五〇〇
- 三、栗 全 ○、一八〇

四、松實

全 〇、二〇〇

五、杏仁

全 〇、九〇〇

と云ふことになつて前表掲載以外の桃、梨、苹果等は従價の百分の五の率で徴收されて居る即ち百圓に付五圓の割である然し其價格は評價々格であるから商人は其の安價に評價さるゝ様勤めて居るのである。

序であるから貨物輸入手續のことを一言してをく、貨物關通の手續は其の貨物を積んだ船舶が入港手續を終へた上始めて取扱ふもので船舶の入港しない以前に税關は其申告書(Import Application)を受理しない、又汽船會社が船荷證券(Bill of Lading)の副署(Counter Sign)をして呉る時は其船の入港手續が全く済んで居るのである副署とは其貨物輸入陸揚地の船會社が船荷證券の記載と積荷目録(Manifest)の記載とが一致する事を証明するものである、申告人は出荷主より送附されたる船荷證券を船會社輸入係に差出し副署と積荷目録番號(Customs Manifest Number)の記載とを受け取り之に輸入申告書と輸入貨物明細書(Import Particular)を添へ税關輸入係(Import Desk)に差出すのである、船荷證券に代用すべき荷渡指圖書(Delivery Order)で手續をする場合も船荷證券に據る手續と同トである、申告人は其手續を終りたる後税關輸入係の認印ある船荷證券を出張検査官に示し検査すべき貨物の仮庫出をして検査を受くるのである、検査の終りたる時は仮庫出貨物を原狀の儘入庫するのであ

る税金は検査後税金納入告知書(Duty Memo)を受取り税關銀行に税金を拂込み其領收書に船荷證券を添へ税金係(Duty Memo Desk)に差出し船荷證券にダブル、クニシアルと稱する証印を受け庫の出張検査官に示し更に署名及日附印を得て船會社倉庫係に之を交附して荷物を引取るのである、かかる複雑なる手續を要するが故に荷物到着後荷受主が其荷物を受取る迄には五日間乃至七日間を要するのである、果物、肉類等腐敗し易き荷物は特別に迅速に取扱はる事とはなつて居るがそれでも二日位は要すると云ふことであるから、荷物を發送した場合は直に電報で通知して受取主をして相當の手段と注意をせしむることが最も必要である。

通 貨

上海市場及び殆んど支那全國に亘つて廣く流通せる貨幣は墨西哥弗である此黑銀の相場が百弗に就き上海規元兩七十二、三兩より七十五兩台を常に上下して居る我金貨との比較は金銀相場の極りなき變動により一定して居らぬが時に百圓に對し黑銀八十弗内外あり又百二十弗内外を示す事がある外に支那政府鑄造の黑銀同形の圓銀あれど流通少なく且つ壹貳錢の歩合を要して居る、小銀貨は小洋と稱し各省鑄造局の鑄造に係り一角(十仙)二角(二十仙)の二種あり時に相場の變動あるも大抵黑銀一弗に對し十一角五六錢の相場を示して居る銅貨は一角に對し十一枚參四厘、銅錢(壹

厘鏡は黒銀一弗に就て千三百二十文の相場を示して居る小銀貨は各省の鑄造あれども上海市場に於て通用するものは江南、湖北、廣東の三省のものに限り三省以外の鑄造小銀貨は通用せぬ、銀行の兌換券は一弗、五弗、拾弗、五拾弗、百弗の五種で其發行銀行の重なるものは正金銀行、香港上海銀行、麥加利銀行、德華銀行、露清銀行、花旗銀行、華比銀行、中國通商銀行、浙江銀行、浙江興業銀行、四明銀行、信成貯蓄銀行、中國銀行、廣東銀行にして黒銀と同じ信用を以て流通して居る此外支那錢莊の發行する手形で莊票と稱するものがあるこれは信用ある錢莊が準備金を貯へずして其信用の極度まで發行するもので二三萬兩資本の錢莊が二三十萬兩の莊票を發して居るのがある是は現金の不足を補ひ利益あることであるが一朝市面の恐慌を來す時は頗る危険なることである即票(一覽拂)期票(期限拂)の二種あるが期限は多くは十日限りて銀貨に對して五日雜貨に對して十日拂の規則で外國商館の取引には即票を用ひて居る

### 果實の需要供給狀況

上海は共同租界のみにも人口五拾萬を有する大都府にして在住の大部分を占むる支那人も一般果物を嗜好するの習慣性を有するのみならず食後必ず果物を食する白人の數も常住者壹萬貳千に上り加ふるに、北清、日本は云ふ迄もなく歐洲、北米等の外洋航路の船舶一として寄港せざるなく外來の旅客多き上海の果物の需要は内地に比し同日の談ではないのである、支那にはまだ統計の確實なるものがない従つて其消費量并に需要額を知るには頗る困難ではあるが上海に輸入し更らに他に再輸出する果物及上海に於て消費するの數量は決して少なきものではない、上海税關の調査にかゝる一九二二年の數字を示さば左の如しである、しかし税關統計は關稅關係上其實際よりは余程低いものであると云ふ事は豫め承知せねばならぬ

### 上海輸出入生果價格表

(輸入)		(輸出)	
種類	價	種類	價
支那内地輸入	457775	香港及外國輸出	13339
外國輸入	82124	支那内地再輸出	19438
計	127899	計	37777
再輸出額	19854		
差引純輸入額	108045		

なほ外國より輸入する生果實の種類別統計を舉ぐれば

外國産生果輸入表

果	外國及香港	再輸出(外國)	再輸出(支那内地)	純輸入額
苹果	20,123	782	413	18,523
バナナ	2,302			2,02
マンゴーチャット	1,473		013	1,460
レモン	17,784	231	2,450	15,103
ライチ	4,484			4,484
マンゴ	1,909			1,909
その他	13,978		080	13,898
合計	20,071		570	19,501
	82,124 海關圓	1,013 海關圓	3,926 海關圓	77,181 海關圓

以上は其概要を知るに示したのであるが更らに上海に對する其供給の状態はどうなつて居るか云へば上海地方に産する果物としては桃の外何物もないのである桃は上海水蜜桃の源産地丈ありて英浦江沿岸の沃野桃たらざるはなしと云ふ程盛んに栽植して居る其栽培反別栽培樹数を調査して數字で示したならば驚くべき數字を得るであらうと思はれるが然し其栽培方は頗る幼稚でお話にならぬので

ある、不幸にしてまた其生産物を實見せぬけれども栽培家并に販賣商人等の言によれば極めて劣等品に相違ない従つて其生産額は其栽培反別及栽培樹數に比すれば至つて少額に相違ない、また上海地方に栽培せる品種は例の上海水蜜桃と蟠桃が大部分を占めて居る關係上早熟のものは多く天津地方より供給されて居る梨及葡萄は東洋の各市場に於て本邦産と常に競争して居る山東省チーフー地方の供給を仰いて居る柑橘は廣東、香港より輸入されバナナ、の如きは臺灣物も入るが多くは香港よりマニラ地方のものを輸入して居る苹果は支那産及北米産を輸入するが近年日本産の輸入が大部多くなつたと云ふ状態である、

需要の品種は前記輸入状況で其一般を知るを得るが尙細別すれば其多くは桃、梨、葡萄、苹果、密柑、バナナ、及マンゴ等であるが其消費され居る果實の品位等級は極めて劣等品の感がある、要するに上海の果實は物と云ふよりは價と云ふ事に重きを置かれて居ると云つて差聞なからふこれは現今の供給者が多くは支那の極めて粗放なる栽培法によりて生産したるものであるのと其輸入取扱者が高等果物の取扱をなさざる支那商人の手によりてなさるとのか原因であると思はれるのである故に上海在住の白人の嗜好の程度が低いか爲めに上海の果物の品位が低いと云ふのではなく供給する支那商人が高等果物に就ての頭がないからであると思はれる、

## 各種果實の輸入時期と價格

天津、芝罘、廣東、福州等支那内地并に外國より果實の上海に輸入さるゝ季節は新に果實の上海輸入を計劃せんとするものゝ是非共知悉して參考とせざるべからざる處であるがこれを適確に知るは聊か困難である其大要を示さば下の通りである

桃、市場に現はるゝのは六月中旬頃より天津及芝罘地方より輸入が開始され八月上旬に了るのである種類は白肉桃又け紅肉桃にして稀に黄肉桃もある價格は初期に於ては百斤(約十四貫)七圓乃至八圓で七月以後は十二圓位を上下して居ると云ふことである

苹果、八月頃芝罘より早熟種の輸入がある九月中旬に至れば支那産全く跡を絶ち十月頃より日本産輸入開始され十二、一、二、三月頃最も盛んに輸入されるのである米國産の市場に盛んに現はれるのも此時節で、價格は本邦産極上等品一箱參圓内外である

梨、山東芝罘方面より輸入の開始されるのは八月中旬である續て十二月頃迄盛んに輸入される十二月後はヤー梨と稱する貯藏種を少量づゝ輸入さるゝに過ぎぬのである、價格は普通百斤五圓乃至八圓迄である彼の萊陽梨と稱する美味のものも大底八圓位にて取引かるゝのである

密柑、廣東、福州方面より盛んに輸入さるゝので輸入の始めは十月であるコレは翌年三月迄續て

盛んに輸入を見るのである

マンゴ、廣東、香港より輸入さるゝが時季は至つて短かい通常三月上旬より出回り四月末には終了する價格は一個拾錢より三拾錢位である

夏橙、近年日本より少量の輸入がある大抵二三月の頃より始まり六月の初めに終了する價格は一籠(百顆入)にて極上等品四圓位のものである

バナナ、香港、臺灣より輸入され十一月頃より四、五月頃迄市場に現はれる價格は内地と大差はないが品物が劣等なる丈安價で取引かれて居る、以上の外廣東のレモン其他各種の果實が各地より輸入されるが餘り大したものではない、大体右の期節を考慮して計劃を立つれば大なる誤りはない昨年山城梨の失敗に歸したのは果形の餘り大なりしにもよるが期節を誤つたのが大なる原因であると思はれる營業者の深く注意すべき点である

## 上海果實市場に於ける本那産果實の位置

## 一、果實貿易上に於ける本邦の位置

上海に於ける輸出入果實の狀態を確實なる數字を以て示すことは困難ではあるが今上海實業協會の調査にかゝる一九一二年の輸入表を示さば

上海生果輸入表 (1912)

上海實業協會調查

國名	價額	海關
合衆國	32326	
香港	27333	
英國	5043	
日本	4211	
新加坡	4075	
暹羅	3417	
加拿大	2177	
印度	492	
菲律賓	232	
爪哇	219	
暹羅	098	
印度	051	
暹羅	02	
合計	79703	
Re-exports to Foreign Countries & Hongkong	2528	
Net-Imports	77185	
Consumption	98864	
Socal		

上海生果輸出表 (1912)

上海稅關調查

國名	價額	海關
香港	12306	
暹羅	081	
露國(東亞)	5832	
日本	120	
合計	18339	
Original Exports from Shanghai	19023	

又稅關の調査報告にかゝる一九一二年の輸出表を示さば左の通である

これによりて見れば輸入貿易に於ては合衆國主位を占め英領香港及英國これに次ぎ日本は漸く其四位なり輸出に於ては英領香港首位を占め日本は其末位なり米、英産の輸入多きは居留民の大部分が英米人にして従つて其故國産果實の輸入を計るに急なる東洋に故國のそれの様な高等果實の生産するのを知らぬからで又香港は交通頻繁なるに加へて地形上熱帯産果實に富めるか故に輸入多きものならんも近時園藝業の發展をはこり品種によりては内地市場に於て供給過多を憂ひつゝある對岸の日本果實の輸出が未だ發展を見る能はざるは實に遺憾に堪へざる次第である

二、現今に於て輸入されつゝある日本産果實

今日上海に輸入されつゝある日本産果實は苹果を以て首位とするのである他は少量の桃、梨、夏橙、柿位のものである、苹果の漸く米國産苹果と競争して上海市場に賣行くに至つたのは漸く近年のことである苹果輸入の今日に至りたのは青森の栽培家皆川健吉と云へる老人が今より七、八年以前、上海輸出を思立ち上海に出張店を開き幾多の困難を忍び種々の障害を排して熱心に經營したる結果であると云ふことである今の皆川洋行は亡健吉の息によつて依然經營されて居る今日では日本人にして苹果の輸入を扱つて居るものも少なくないが支那輸入商并に一般小賣業者に至る迄皆川洋行の荷物は内實の確實を信用して多くは同店と取引をして居るのである、桃、夏橙は神戸商人の手を経て再輸出をされて居る桃は大抵岡山産であると云ふことである梨は山城梨岡山梨の少量が神戸下の關あたりの商人

より輸入されて居るがトテモお話になる程のものではないのである、上海水蜜桃の本場にして其栽培の盛なる支那上海に桃の輸入があると聞くは聊か異様な感を免かれぬがこれは氣候の關係上熟期の異なる爲めであるこの呼吸を計りて輸出計畫を立つれば桃の輸出は將來餘り多數を望むわけには行かず、いが有望に相違ない梨も支那産梨果の輸入の減する期節を計り嗜好に投ずる品物を輸入せば相當の賣行あるは疑ふべからざると思はれる、要するに上海に於ける日本産果實の位置を今一層昂めると云ふことは本邦園藝家の是非共計畫遂行に努力せねばならぬ重要事である深く園藝家の研究を希望して已まぬ点である、

### 果物販賣方法

上海に於ける果實商は輸出入を取扱つて居る商人と小賣を専業として居るものとである、近頃日本人で果實を取扱つて居る商人も少しはあるが多くは支那人である、大体に於て各種果物は輸入商人の手によりて輸入され更らに小賣業者に卸賣をなし小賣商より直接需要者に供給さるゝ順序で内地と大差はない、

輸出入業者と小賣業者間の取引は多くは現金で時に十日又は一週間位の延取引もあるが概して取引は正確で代金回収の滞ることなどはないと云ふことである、小賣販賣は一切現金取引で懸賣などは決して

てせぬのである、

輸出入業者と小賣業間の賣買は店舗に於て行ふか小賣は市内に散在する販賣店と市營小菜市場とで販賣されるのである、上海租界内に於ては野菜及果物等の呼賣を絶対に禁止して一般市民は凡ての供給を小菜市場より受くる制度になつておるから小菜市場の繁榮は實に豫想以上のものである、現在設置の市場数は共同租界内八ヶ所佛租界内三ヶ所外に數多の小市場ありて其收入共同租界一ヶ年約四萬兩、佛租界約壹萬壹千兩で、市場中最も盛んなるものは虹口市場、大馬路市場である何れも設備完全し大馬路市場の如きは其建築の宏壯なる其設備の完全なる巨萬の資を投して建設したものである今參考の爲め上海領事の調査にかゝる上海小菜市場報告を摘記すれば左の如し

#### 上海に於ける小菜市場

(大正二年八月十九日附在上海帝國總領事有吉明報告)

小菜市場の數　上海租界内に於て肉類魚類野菜及果物等の呼賣を嚴禁せるを以て各市井の要路には小菜市場の設備あり居留地會衛生部の係員常に各市場を巡回して販賣品の検査に従事し之が取締規則を設け不正品の販賣者を處罰し居るを以て市民の衛生を保持するを得るのみならず購賣者に於ても一ヶ所こ於て任意に各種の品を撰擇し得るの便宜あり此種の設備は早晚我國大都會にも起るべきものと思考せらるゝを以て左に上海小菜市場の設備の概況を述べむ

目下共同租界内に於ける小菜市場の数は八ヶ所にして左の如し

- 大馬路市場
- 愛爾近路市場
- 虹口市場
- 東虹口市場
- 滙山市場
- 揚樹浦市場
- 馬霍市場
- 新闢市場

明治三十七年頃には上海に於ける小菜市場は僅に虹口大馬路の二ヶ所に過ぎざりしが三十八年には愛爾近路滙山新闢及馬霍の四市場を越えて四十一年東虹口市場を四十二年揚樹浦市場を増設し現今に在ては其數前記の如く八ヶ所に及べり其内最も大なるは大馬路及虹口の二市場にして前者は主に西洋人向後者は重に日本人向の販賣店多しとす市場内には

賣店 (肉類魚類を陳列す)

陳列臺 (同上及諸食品を陳列す)

立賣場 (野菜及果實を陳列す)

等ありて各其使用料を異にす

最近年間に於ける各市場販賣者數増減割合左の如し

年次  
大馬路 虹口 愛爾近 新闢 滙山 馬霍 東虹口 揚樹浦

年次	七三年十			八三年十			九三年十			四十年			一四年十		
	立賣場	陳列臺	賣店	立賣場	陳列臺	賣店	立賣場	陳列臺	賣店	立賣場	陳列臺	賣店	立賣場	陳列臺	賣店
	三六〇	三〇五	一六	三八〇	三〇五	一九	三八〇	三〇五	二一	三六〇	三〇五	二二	三八〇	三〇五	二〇
	四八〇	三二〇	—	三八〇	三二〇	—	四〇〇	三二〇	—	四〇〇	三二〇	—	四〇〇	三二〇	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—



年十	二四		三四		四四		五四	
	立賣場	陳列臺	立賣場	陳列臺	立賣場	陳列臺	立賣場	陳列臺
賣店	二六	—	—	—	—	—	—	—
陳列臺	三九九	五六二	—	—	—	—	—	—
立賣場	四五〇	四二五	—	—	—	—	—	—
賣店	三一	—	—	—	—	—	—	—
陳列臺	三九五	五六四	—	—	—	—	—	—
立賣場	四一四	四三〇	—	—	—	—	—	—
賣店	二六	—	—	—	—	—	—	—
陳列臺	四九五	五六八	—	—	—	—	—	—
立賣場	三八七	四四四	—	—	—	—	—	—
賣店	二五	—	—	—	—	—	—	—
陳列臺	三九一	五七三	—	—	—	—	—	—
立賣場	四三〇	四七七	—	—	—	—	—	—
賣店	—	—	—	—	—	—	—	—
陳列臺	—	—	—	—	—	—	—	—
立賣場	—	—	—	—	—	—	—	—

即ち昨年には賣店二十五個陳列臺千三百四十八個立賣場二千三十四ヶ所なりとす  
 佛租界内に於ける小菜市场は大なるもの三ヶ所其他は極めて小規模の市場にして其數少なからず  
 小菜市场の収入は共同租界及佛租界共に市場の使用料を以て其収入となし居り昨年に於ける収入額

左の如し

共同租界

大馬路	愛爾近路	虹口	東虹口	計
一二、〇一五、九一	三、七九二、九五	一四、八六九、六九	二、五四一、二一	四〇、二六六、八六
滙山	揚樹浦	馬霍	新關	
九六八、二八	九三二、八二	九二七、二五	四、一七八、八二	

佛租界内

三大市場の収入額

一一五、二五、七五

取締規則 共同租界及佛租界各其取締規則に多少の差異ありと雖共同租界規則の方詳細なるを以て

左に之を譯出す

小菜市场取締規則

小菜市场に左の規則を施行す

- 一、市場は毎日午前五時より午後四時迄開場す可し
- 二、左の使用料を毎月前納すべし

立賣場一ヶ所 (二藍の場所)

三十

陳列臺一臺

五〇仙  
弗  
二、五〇

賣 店 (大小により)

五、〇〇—一五、〇〇

- 三、市場以外に於て生の食料品を呼賣することを許さず
- 四、使用許可名義人は少なくとも一日一回賣店又は陳列賣附屬品及諸道具を洗濯す可し
- 五、検査若くは分析の爲め衛生局長より要求ありたる時は見本を提出す可し販賣の爲め陳列又は貯蔵せる食料品が不良不純にして健康上有害なる爽雜物あるとき又は不適當なりと認めたる時は之を沒收し許可名義人を告發し又は退場せしむ可し
- 六、市場に於て使用する度量衡は定期之を検査す不正の度量衡を所持し又は不正に計量して物品を交付したるものは告發せらる可し外國食料に對しては英國衡器を使用す可し
- 七、食料品に蠅又は塵芥の觸れざる様適當の方法を執る可し
- 八、市場の床に痰唾を吐く可からず
- 九、賣店內又は陳列臺上にて偃臥し又は睡眠す可からず
- 十、市場に犬を牽入可からず
- 十一、生たる豚羊山羊又は牛を市場内に入る可からず

十二、陳列臺立賣場又は賣店の使用願書は外國衛生官吏に差出す可し

衛生局長の承認なくして立賣場陳列臺又は賣店は株賣を爲すべからず

十四、立賣場又は陳列臺の番號及位置は之を變更することある可し

十五、賣店又は陳列臺の蒙りたる損害は其賣店陳列臺使用許可名義人の責任とす

十六、許可名義人及其使用人は種痘及其他相當の傳染病豫防方法を施し置く可し

十七、傳染性疾患に罹りたる者は市場内に入り又は食料品を取扱ふ可からず

十八、調理せずして食用に供する果實又は蔬菜は蠅類の觸るゝを防ぐ爲め切り又は皮を剥きたる儘販賣の爲め陳列す可からず

十九、陳列獸肉商は市場閉鎖後賣れ残りの肉類を工部局屠獸場に預け置く可し

二十、雉子は二月十五日より九月三十日迄鹿兔鷓鴣又は小鳥類は三月一日より九月三十日迄の期間内

は之を販賣す可からず

二十一、許可名義人は公衆衛生上必要に應じ衛生局長の満足する様設備を整へ營業す可し

二十二、退場又は告發せられたるに原因し市場内に於て喧噪す可からず

二十三、何品たりとも工部局員に贈與す可からず

佛租界内の取締規則は全條僅に十一條にして頗る簡單にして大体に於て共同租界のものど大差な

く唯開場時間及使用料を異せり即ち左の如し

東門路 及寧興路 二市場の開場時間は午前五時より同十時迄 市場は午前五時より同十時迄及午後一時より同五時迄とす

其他小市場に至ては午前六時より午後六時迄又は午前六時より午後十時迄或は午後七時より同十時迄の三種ありとす

使用料は東門路及寧興路の二市場は屋内一店に付き一ヶ月二兩五匁の規定なるも其他は場所及時間によりて五匁より一兩迄の差異ありとす

### 上海に於ける洋梨の現在及將來

上海の果實市場に於て販賣さる梨の大部分は天津、芝罘より支那産のものが輸入さるゝので外國産の市場に現はれたのは昨年日本商人の手によりて山城梨の少許と下關經由の赤龍梨とが初めてあると云ふことである何れにも其輸入季節を誤りたのと果形の大なりし爲り（上海にては大粒より小粒を歓迎する）好結果を得なかつた要するに上海の梨は支那産で一切を供給されて居るのである、支那産梨果中洋梨も輸入されて居ると云ふことは四十五年頃の上海領事館の報告書中で見た事もあるが實際に就て調べて見ると其數量も極めて僅少のもので取扱支那商人の眼中には洋梨であると云ふことも判

らずに一般芝罘梨、天津梨として取扱はれて居るのであるらしい従て其數量も判らぬ名稱も不明である單に塚狀形の一吋美味なものが輸入さるソレは比較的價格も高いと云ふ位のことには過ぎぬ一口に云へば現在に於て上海に洋梨の需用はないと云つても差支はないのである故に商人にバスクラサンヌ又はギヤンドンなどの後熟した見本を見せるとコレは何んであるヤハリ梨の一種かと云ふ質問を發すると云ふ程度である昨年試賣品として岡山縣果物同業組合より送りた時にも領事館で瓜ではないかと云ふ人があつたと云位である美味は美味だが果物としては餘りに軟か過ぎる更らに浦鹽方面の販賣價格を話せばソナナに高いものは上海ではトテも賣れぬと一口に云ふて相手にせぬこの點より考へても支那産洋梨が是迄洋梨として販賣されて居らぬのは明白である

サハラ將來洋梨は上海に於て需用さるゝ見込はないか如何かと云ふ事になるコレハ深く研究を要する事柄で頗る趣味ある問題である、

現在上海の繁榮の狀態、上海在住民の生活程度、副食物として一般果實の需要の盛なる現狀、上海の物價、殊に故國に於て高價の梨を食する慣習ある歐洲人の多數在留せる等より考ふれば果物中の最も優良なる果物として取扱はれ一種高尚なる香氣を有し何とも云へぬ風味ある洋梨の需要がないなどとは如何するも考へられない、今日に於てこそ支那商人並に少數の日本商人がとても賣れぬ見込はないなど云ふのは如何に白人に需要されまた食い方によりては如何に美味なものであるかを知らぬ結

果に外ならぬのである、現に白人經營のホテル食糧品販賣店果物商店等の店主支配人に就て直接見本を示し本邦産洋梨に對する批評及其意見を叩けば何れも其優品なるを稱賛し東洋に於てかゝる洋梨の生産しつゝあるに驚歎し其方法によりては相當の賣行あるを確言しておるまた價格の高きに恐れる様に支那商人並に本邦商人は云ふが品物によりては高いものも販賣され一個參拾錢のマンゴの如きも相當の賣行があるのである要するに今日上海に於ける果實輸入商には洋梨に就ての智識は皆無である其味ひも其性質も其風味も其取扱者果實輸入業者に知られて居らぬ爲めに需要も供給もないのであるが浦鹽斯德でも最初洋梨取引を開始した當時は同地商人並に一般需要者には芝罘産パトレットも眼中になく只其賣行の如何を氣配ふて容易に手を出さなかつたのである今日の上海の洋梨のソレット同様であつたことより考へても多少の困難を忍んで熱心に輸出を計畫せば必ず成功すべきは明白である上海に於ける洋梨の將來は頗る多望であると云ふて毫も差支はないと確く信じて已まぬのである

大正三年八月二十三日印刷  
大正三年八月二十五日發行

編輯者兼  
發行者

岡山縣果物同業組合

岡山市大字船頭町八十二番地ノ一

印刷者 安井宇吉

發行所 岡山縣果物同業組合

岡山市大字西中山下百五拾四番地

印刷所 山陽活版所

14,24  
343

142  
1  
343

終